

# 私の冤罪 どうして

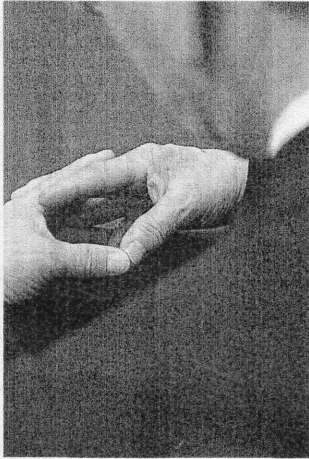
## 強姦事件再審 72歳無罪へ

10代女性への強姦罪などで服役中に被害証言はうそと判明し、裁判のやり直しになった大阪府内の男性(72)が冤罪を見逃した責任は警察と検察、裁判所にあるとして、国と府に賠償を求める訴えを近く大阪地裁に起こす。逮捕から7年、男性は16日の再審判決でようやく無罪になる見通しだ。しかし、刑事司法のどこにどんな誤りがあったのかを正さなければこの事件は終われないと思ひ定める。

### 強姦再審事件の経過

- 2008年9月 大阪府警が10代女性の告訴を受け、男性を強制わいせつ容疑で逮捕。大阪地検は同罪で起訴
- 11月 地検、同じ女性への強姦罪2件で追起訴
- 09年5月 大阪地裁、懲役12年の判決
- 10年7月 大阪高裁、男性側の控訴棄却判決
- 11年4月 最高裁、男性側の上告棄却決定
- 14年9月 男性の弁護人が女性から「被害はうそ」と告白を受け、地裁に再審請求
- 11月 「性的被害の痕跡なし」とする診療記録があったとして、地検が服役の男性釈放
- 15年2月 地裁が再審開始決定
- 8月 再審公判で検察が謝罪、無罪判決求める
- 10月16日 再審判決で無罪の見通し

## 「国賠訴訟で原因追及」



男性は今日1日、朝日新聞の単独インタビューに初めて応じ、提訴を決めた心境を語った。「無実の人間にどれだけの被害を与えたか。警察官、検察官、そして裁判官にもわかってほしい」

## 無実の訴え耳貸さず「やったやる」

男性は2004年と08年、当時10代の女性に自宅での性的暴行を加えたとする強姦わいせつ1件と強姦2件の罪に問われた。09年の大阪地裁判決で「醜悪極まりなく、齢六十を超えた者の振る舞いとも思えぬ所業」とされ、懲役12年に。最高裁が11年に上告を退けて確定し、服役した。だが昨年9月、弁護人が

08年9月、大阪府警の刑事3人が自宅にやって来た。その場で逮捕されて警察署へ。10代女性への性的暴行の容疑がかけられていると初めて知った。「まったく理解できなかった。警察の取り調べに否認を

女性から「被害はうそ」と告白を受けて再審請求。大阪地検は当時の診療記録に「性的被害の痕跡はない」と書かれていたのを確認し、11月に男性を釈放した。今年8月に地裁で始まった再審公判で、検察側は「虚偽を見抜けず服役を余儀なくさせた」と謝罪し、自ら無罪判決を求めた。男性は今日起こす国家賠償請求訴訟で、自宅に第三者がいる状況で被害を受けたとする女性の証言の自然さや、自身の疾病で性行為が難しいといった説明が

続けた。男性刑事の言葉は「やったやる」「覚えてないなら教えたるわ」と次第に荒っぽくなったという。検察の取り調べでは、被害証言の矛盾を訴えた。しかし、女性検事は「絶対許さない」と一切取り合ってくれなかったという。無罪主張は三審に及ぶ裁判でも退けられ、服役を余儀なくされた。月1回、大阪から大分刑務所(大分市)へ面会に来てくれる妻

捜査段階の取り調べで考慮されなかったと主張する。公判段階でも、冤罪を裏付ける証拠となった診療記録の取り寄せを弁護人が控訴後に求めたのに、検察は安易に「存在しない」と回答したと指摘。二審・大阪高裁も、当時の受診状況を確認するために求めた女性と母親への証人尋問を認めず、一審の一方的な判断を漫然と支持したと批判。捜査と審理を尽くしていれば、冤罪は防げたと訴える。弁護人の後藤貞人弁護士は「性犯罪の被害者の証言

インタビューに心境を語る男性。「なぜ有罪とされたのか。ふと考え、いらたつ時間が毎日ふよふよある」1日、大阪市北区

を疑えということではな所務めだ」と指摘。「なを。真実を見抜く力など誰にもないからこそ、無実の訴えがあれば、できる限り出し、冤罪防止につなげてほしい」と話す。(阿部峻介)